

事例番号：250122

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度

原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

初産婦。妊娠39週5日、破水感を自覚し、当該分娩機関を受診した。羊水の流出が認められ、pHキットが(+)であり、前期破水と診断され入院となった。翌日、胎児心拍数が10分毎に100～120拍/分まで低下すると判断された。その1時間20分後、胎児心拍数が40～50拍/分まで低下した。性器出血は認められなかったが、体位変換を行っても胎児心拍数が回復しないことから、医師へ報告され、酸素(6L/分)投与が開始された。臍に著明な変化はなく、臍帯脱出、羊水混濁も認められず、帝王切開が決定された。その57分後に児が娩出された。羊水量は少量で、色調が淡黄であった。

児の在胎週数は39週6日で、体重は2945gであった。アプガースコアは生後1分7点(心拍2点、呼吸1点、筋緊張1点、反射2点、皮膚色1点)、生後5分8点(心拍2点、呼吸1点、筋緊張1点、反射2点、皮膚色2点)、生後10分10点であった。生後20分の動脈血ガス分析値は、pH7.068、PCO₂63.6mmHg、PO₂39mmHg、HCO₃⁻18.4mmol/L、BE-12mmol/Lであった。生後1時間3分、保育器に収容され、酸素投与が開始された。生後12時間30分頃より、啼泣が激しく、反り返りがみられ、経皮的動脈血酸素飽和度が91～92%まで低下し

た。頭部CTスキャンでは、脳に出血を疑う所見や脳室拡大は認められなかったが、全体的にやや脳浮腫が存在する可能性が疑われた。生後1日、左下肢を震わせるような動作が頻回に認められたため、抗痙攣剤が投与された。生後9日頃から哺乳力が良好となり、保育器内の酸素も中止された。生後13日の頭部MRIでは、基底核周辺や脳室周囲にT1強調画像で高信号像が認められた。生後14日、退院となった

本事例は病院における事例であり、産婦人科専門医3名(経験8年、25年、34年)、小児科医2名(経験11年、12年)、麻酔科医1名(経験26年)と助産師4名(経験1～15年)が関わった。

2. 脳性麻痺発症の原因

本事例の脳性麻痺発症の原因は、分娩中の低酸素・酸血症であると考えられる。頻脈および遅発一過性徐脈の出現は胎児の低酸素負荷に対する反応であると考えられ、分娩監視装置を外して以降、翌日分娩監視装置を装着するまでの約9時間の間に、胎児に低酸素・酸血症をきたす事象が起こったと推測される。低酸素・酸血症の原因として、臍帯が圧迫されたことによる臍帯の血流障害が生じた可能性があるものの、断定はできない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠中の管理は一般的である。陣痛開始前であるため、午後9時28分に分娩監視装置を外した後、翌朝午前6時24分に分娩監視装置を装着したことは一般的である。胎児心拍数波形レベル4の状況で経過観察としたことは一般的ではない。反復する高度遷延一過性徐脈に対して、約30分後に帝王切開を決定したことは基準内である。突然の高度遷延一過性徐脈出現時に、内診を行わなかったことは一般的ではない。速やかに帝王切開が行われたこ

とは一般的である。新生児に対する処置は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 胎児心拍数の確認について

陣痛開始前ではあるが、訪室し、妊産婦の観察を行った際には、間欠的胎児心拍数聴取を行うことが望まれる。

(2) 新生児の状態の評価について

本事例では、「全身の皮膚色は蒼白（診療録の記載）」にもかかわらず、アプガースコア皮膚色を1点としている。アプガースコアは、出生後の児の状態について共通の認識を持つ指標となるため、新生児の状態の評価について改めて確認することが望まれる。

(3) 臍帯動脈血ガス分析について

分娩中の胎児の状態を推定することができるため、臍帯動脈血ガス分析を実施することが望まれる。

(4) トラネキサム酸の投与について

妊娠中のトラネキサム酸の投与については、「産婦人科診療ガイドラインー産科編2011」を参考に再検討することが望まれる。

(5) 分娩監視装置の時刻設定について

診療録の記載時刻と胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。分娩監視装置などの医療機器については、時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

(6) 胎盤病理組織学検査について

前期破水で胎盤および臍帯に着色が認められた場合は、原因究明を行う一助として胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

脳性麻痺発症事例では、院内で事例検討をすることが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

特になし。

(2) 国・地方自治体に対して

特になし。